

ゲルクパ・モンゴルの接近と明朝

乙坂 智子

はじめに

1578（万暦6）年におけるアルタン＝ハンとソナムギャムツォ（以下、この年次以前をも含めて3世ダライラマと呼称する）との会見は、ダライラマ号の成立とともに、モンゴル・ゲルクパの施主・帰依処関係の成立をもたらした。諸先論によって、この事件に象徴されるゲルクパとモンゴルとの接近は、チベット史・モンゴル史の重要な転換点として位置づけられている。その反面、当該期の前後を通し、一貫してチベット・モンゴル双方と交渉を保ち続けた明朝の存在については、これまで議論の主題とはなっていない。

したがって、ゲルクパ・モンゴルの接近を扱う先論が明朝に言及する場合、明朝の位置のとらえかたに大きな隔たりが生じている。一方においては、ゲルクパがモンゴルに接近したことと、嘉靖年間（1522—1566）に明朝とチベットとの関係が希薄化していることとの因果関係を認めようとする指摘〔Wylie: 1979: pp. 337—338〕に見られるように、ゲルクパとモンゴルとの接近は、両者が明朝との関係から離脱する動きと考えられている。他方において、アルタンと明朝とが親善関係に入ったことを前提としてゲルクパのモンゴル布教が開始されたと推測し、明朝との良好な関係を維持しつつゲルクパ・モンゴルの接近が進行したとする見解〔佐藤：1986: pp. 328—341〕も存在する。

もっぱらチベットとモンゴル二者の動静として説明されてきたこの事件において、中国はどのような位置を占めたのであろうか。これは、チベットとモンゴルの二者が、中国との関係の途絶を経て、二者独自の提携を固める動きであったのか、あるいは、中国の承認を織りこんだうえで、三者の関係を総体として新たに生み出そうとするものであったのか。かりに後者であるとすれば、この事件は、周辺異民族が原則的にみずからの臣下であり、臣下同士の間には存在しないとする中国王朝の基本的な体外観念が、この時期の明朝において変化している

ことをも意味する。以下、考察を試みたい。

1. ゲルクパ・明朝関係の基調

対モンゴル接近を図るゲルクパの行動を明朝からの離脱と見る解釈は、『明実録』『明史』など中国側の公的史料において「ゲルクパ」への言及がない、との認識を前提としている〔Wylie: 1979: p. 338〕。しかし、『明実録』の精査によって、北京在住のゲルクパ僧の活動が確認された〔佐藤：1986: pp. 287—320〕ことからわかるように、ゲルクパという集団を指す名称が中国史料中に現れなくとも、それがそのままゲルクパ僧の中国における足跡の零細さを意味するわけではない。

ただし、カルマパの大宝法王やサキャパの大乘法王などとともに、明朝から拝受した法王号・王号を介在しての交渉という観点で比較すれば、確かにゲルクパの大慈法王と明朝との関わりは相対的な意味で希薄であった。それは大慈法王が、初代シャーキャイシーの死後に襲替されることなく断絶したため、結果として1434（宣徳9）年から1435（宣徳10）年までのわずか2年間のみ実在した〔佐藤：1986: p. 203〕に過ぎないことによる。したがって、法王・王からの朝貢、または法王・王に対する明朝からの遣使・賜号・賞賜などの頻度という基準を用いれば、当然、ゲルクパはきわめて明朝との関係が疎遠であったという結論に終わる。

しかし実際のところゲルクパは、法王の朝貢という形態によらずに、明朝への朝貢を継続している。とくに、大慈法王の墓処として正統帝によって勅建された河州の弘化寺が、法王活動を恒常的に維持する役割を果たした〔乙坂：1991: pp. 37—40〕。弘化寺を拠点とするこのような朝貢事例をも含めれば、ゲルクパによる朝貢は少なくとも38例⁽¹⁾を確認することができる。同様に他の二法王・五王の勢力についても、法王・王自身からのものではない朝貢を含めた事例数を採って比較すると、ゲルクパの38例は、50余例の闡化王・贊善王勢力と40余例の大乘法王勢力に次ぐ頻度となる。このように、ゲル

クパの朝貢活動が他の主要勢力と比較してとくに頻度が低かった、という事実はない。さらに、ゲルクパに対して明朝からの遣使や賜号、その他の通達が断続的に行なわれたことも中国側史料から判明し⁽²⁾、法王位断絶にもかかわらず両者の交渉が持続したことは疑いない。

ゲルクパ側史料のおいても、ツォンカパに対して明朝の勅使が流涕しつつ来駕を懇請したことが見える (Mang du thos pa'i btsun pa dge legs dpal bzang po, *rJe btsun bla ma Tsong kha pa chen po'i ngo mtshar rmad du byung ba'i rnam par thar pa dad pa'i 'jug ngogs*, fol. 43b, 11. 2—5)。結果的にツォンカパが訪明を辞退したにせよ、明朝からの迎請それ自体は、開祖の声望を証する逸話として、15世紀当時のゲルクパにとって伝世すべき事項であった。我々の対象とする時期では、『3世ダライラマ伝』(Ngag dbang blo bzang rgya mtsho, *rJe btsun thams cad mkhyen pa bsod nams rgya mtsho'i rnam thar dngos grub rgya mtsho'i shing rta*, fol. 105b, 11. 3—5)、『4世ダライラマ伝』(Ngag dbang blo bzang rgya mtsho, *'Jig rten dbang phyug thams cad mkhyen pa yon tan rgya mtsho dpal bzang po'i rnam par thar pa nor bu'i phreng ba*, fol. 48b, 1. 6—fol. 49a, 1. 2) のいずれもが、ダライラマがその逝去の年に明朝からの迎請を受けたとする記事を採録している。これらゲルクパ側の記事の存在、とくに、モンゴルへの接近を象徴する2人のダライラマの伝記の大団円に迎請の一条が置かれることから見て、ゲルクパの親モンゴルの行動の背景に反明的な心理を想定することは困難であると考えられる。

2. 3世ダライラマと明朝との交渉

明朝が伝統的に蒙蔵難間策を基本方針としていたことは、しばしば指摘されるところである。事実、1446 (正統11) 年に、エセン＝ハンが「灌頂国師刺麻」を派遣してこの僧侶への賜号・賞賜を求めると、礼部に勅してそれを一蹴し (『明英宗実録』卷137 正統11年正月庚辰条)、数ヵ月後、同じくオイラートと親密なチベット僧が朝貢した際には、兵部に命じて彼を内偵者として拘束した (『同前』卷144 正統11年8月辛酉条)。

ところが、3世ダライラマとアルタン＝ハンとの接近も前記の事例とほぼ同じ構図であるにもかかわらず、明朝の態度には顕著な違いが認められる。アルタンは、周知のとおり、ゲルクパ迎請以前すでに明朝に対してチベット僧を派遣するよう要請しているが、これに対してアルタン問題処理の中心人物であった宣大総督の王崇古は、「仏教は原より正道に非ざれども」としつつも、「今、

虜王、韃靼字の番経を請いて以て誦習の便とせんことを乞う。応に査給して天朝一統の化を昭らかにすべきに似たり。」と、チベット仏教を介在させてのモンゴル懐柔が、明朝を中心とする世界の一体化をもたらすと述べる (『明神宗実録』卷6 隆慶6 (1572) 年10月庚申条)。

しかもこうした王崇古の言論は、当時の官界中枢の方針を背景としている。内閣大学士である高拱の文書に、「又、俺答、番経を乞い并せて番僧の講説を討むるに、鑑川 (=王崇古) 書し来たりて事を計る。予の之れに答えて曰く『……番僧は必ずや須らく人を得て厚く之れを遣わすべし。其れをして講説勤化せしむれば、必ずや当に天道に順い、中国を尊び、殺を戒めて善を為すべし。……』」と見え (『伏戎記事』)、中国の天道を体現し、モンゴルを中国的規範に誘導する者として、チベット僧を位置づけている。3世ダライラマとアルタンとの会見に先立つこと数年、明朝の政策決定者たちの間には、チベット仏教は中華世界秩序の編成にとって有用である、とする思潮がすでに生まれていたことになる⁽³⁾。

明朝のチベット仏教に対するこうした態度は、アルタンとゲルクパとの接近という状況に際しても基本的に継続された。アルタンが、迎仏のためと称して青海への移動を明朝に告げてきたことを伝える実録記事は、その危険性を訴える地方官の上奏に反して、仏教の教化力を評価し、このたびのアルタンの行動も宗教的動機のほかに他意はないため便宜を計るべきである、とする中央の部議が採択されたことを伝える (『明神宗実録』卷60 万曆5 (1577) 年3月甲辰条)。

明朝の立場をさらに端的に示す記録は、ときの主輔であった張居正が、3世ダライラマからの書簡と贈品を受け取ったことを報告した際の上奏 (『張文忠公全集』奏疏8 番夷求貢疏) である。居正は、「巡撫甘肅兵部右侍郎兼都察院右僉都御史侯東萊」が人を派遣して「烏思蔵僧人番書一紙」を送り届けてきたと述べ、ついで「鎖南堅錯 bSod nams rgya mtsho」による虎年12月初頭 (戊寅=万曆6 (1578—1579) 年) 付けの書簡の中国語訳文を載せる。書簡は、「我和闐化王⁽⁴⁾」による先の朝貢に賞賜を請うこと、皇帝と居正のために自分が日夜念経していること、何点かの礼物を居正に贈ることを述べたあと、「閣下の順義王に早急に回家すべく分付すること有りて、我れも就ち他に回去すべく分付せり。」との一文で結ばれる。居正は、「鎖南堅錯」がアルタンの言う活仏であると述べ、この活仏を迎見するためと称していた近年のアルタン勢力の青海進出が、実際にはオイラート攻撃を目的としたものであり、明朝はその攻撃の失敗を予見して、もっぱら「乃ち辺臣に策を授け、之れ

をして宜しきに随いて操縦し、機に因りて勧誘し、陰かに内治を修め、以て其の変を待たしむ。」という方策を採った、と回顧する。そして今まさにアルタン勢力の軍事行動は頓挫したため、「遂に言を活仏に託し、教うるに善を作し殺を戒むを以てし、其の西掠を阻み、之れに回巢を勧めしむ。また因りて西僧と連合して向風慕義し、交臂して貢を請い、琛を献じて来王せり。此れより虜の款、必ずや当にますます堅かるべし。辺患、以て永く息むべし。」と、事態收拾の経過を報告する。

3世ダライラマから張居正に書簡が送られた事実それ自体は、「ダライの政治的感覚のよさ」〔佐藤：1986: p. 339〕との評価とともに、すでに我々の知るところとなっている。しかし、この張居正の上奏は、単に3世ダライラマから書簡や礼物が届けられたことや、チベット側の行動が明朝の利害と一致することのみを伝えようとするものではない。居正がアルタンに東帰することを命じたからこそ、「我々も就ち他に回去せんことを分付」した、とする3世の行為があったのであり、さらには、「活仏」は明朝から「言」を「託」されて、アルタンの軍事行動を中止させたのである、とこの上奏は語っている。つまり、モンゴルの東帰を促す3世ダライラマの行動は明朝からの要請を履行したものである、とするのが張居正文書の文意にはかならない。

この張居正の状況説明は、単に中国官僚の上奏文に常套的な、みずからの功績に対する誇大な表現に過ぎないというわけではない。この間の経緯を知るには、張居正に3世ダライラマの書簡を転送した巡撫甘肅兵部右侍郎兼都察院右僉都御史の侯東萊の事蹟が問題になる。1578(万暦6)年に侯東萊が3世に使者を派遣してアルタンに東帰を勧めるよう委嘱したとする指摘〔牙：1984: p. 22〕があるが、きわめて簡略な記述であるうえ典拠史料が不明であり⁽⁵⁾、理解が困難であった。しかし、屠隆の『白榆集』巻18所収の「明故正義大夫兵部右侍郎兼都察院右僉都御史侯公墓誌銘」を見ると、陝西の按察司や布政司の職を歴任したのち「都察院右副都御史を拝し甘肅地方を巡撫」することになった侯東萊が、西行したモンゴルを東帰させる任務に従事したとの記載が存在する。そこには、「酋、東せずんば西事は未だ已まず。則ち鎖南堅参⁽⁶⁾を以て餌と為す。鎖南堅参なる者は、烏思蔵の法王の子にして酋の謂う所の仏なり。酋の俗、最も仏に敬事す。公、計を以て鎖南堅参に致すに、自ら其の意を以て諭す。酋、遂に東して虜の謀は益ます解けり。」とある。アルタンの個人名が記載されていないが、オイラート攻撃をもくろむ「套虜」の援軍として西行したものの、戦うことなく東還した「酋」とは、アルタンその

人であろう。つまりこの記事は、侯東萊が3世ダライラマに明朝側の意図を伝え、それを受けて3世がアルタンに東帰を促したことを伝えるものである。

実録に、上記記録に相当する記載はない。『明神宗実録』巻57～72の紀年により、当該期の侯東萊の官歴を追うと以下ようになる。

- ・陝西督撫(万暦4年12月壬戌(1576年12月23日)条)
- ・(甘肅)巡撫(万暦5年2月甲戌(1577年3月5日)条)
- ・兵部右侍郎兼都察院右僉都御史・巡撫(万暦5年12月癸未(1578年1月8日)条)
- ・巡撫甘肅都察院右副都御史(万暦6年2月庚戌(1578年4月5日)条)

その後、1581年に致仕する(『同前』巻109 万暦(1581)年2月丁未条)まで、東萊の官歴についての新たな情報はない。したがって、3世ダライラマと接触した当時の東萊の官職名を墓誌銘が正確に伝えているとすれば、両者の接触は、東萊が1578年1月から1578年4月の間に都察院右副都御史を拝したのちのこととなる。他方、万暦6年12月(1578年12月28日～1579年1月26日)付けの3世ダライラマの書簡が侯東萊その人によって張居正に届けられ、しかもその内容が明朝の意向に沿ってアルタンに東帰を勧めたことを言うものである以上、この書簡は侯東萊による折衝ののちに書かれたと見るのが妥当である。よって、1578年1月以降、1579年1月までのいずれかの時点で、侯東萊が3世ダライラマに「計」を「致」し、その意向を体して3世がアルタンに東帰を勧めた、と明朝側諸史料は語っていることになる。

アルタンは1579(万暦7)年にモンゴルへ帰還した(『万暦武功録』巻8 俺答列伝下 万暦7年7月条)。翌年、アルタン帰還の論功行賞が行なわれ、そこに挙げられた4人のうちの1人として侯東萊の名が残る(『明神宗実録』巻96 万暦8年2月甲戌条)。実録における侯東萊と3世ダライラマとの接触の形跡は、おそらくこの記事のみであろう。とはいえ、侯東萊は西寧方面のチベット系住民の慰撫に実績があり、1571(隆慶5)年には彼の生祠碑が建てられている(『西寧府新志』巻25 名宦、巻35 芸文「西寧兵備侯公祠碑」)し、3世ダライラマとの会見の前年にアルタンが「五蔵刺麻」を遣わすよう明朝に請願した際の書簡は、侯東萊その人に宛てられている(『万暦武功録』巻8 俺答列伝下 万暦5(1577)年5月条)。このように、侯東萊はチベットの状況に精通すると同時に、モンゴルのチベット仏教への傾倒を早くから熟知していた。彼がアルタンを帰還させるよう3世ダライラマに働きかけたことを記す墓誌銘の信

憑性は高いとみるべきである。

『3世ダライラマ伝』(fol. 97b, 1. 6—fol. 98a, 1. 2)は、仰華寺におけるアルタンとの会見の直後に、3世が“G(K?)an cu”の長官からの迎請を受けて赴き、盛大な歓迎を受けたこと、長官らに説法をしたこと、これによって3世の中国での名声が高まったことを伝える。続けて、以前からチャカル(モンゴル人支配層)の王統の率いる軍団が中国の城壁の内部に侵入し、人々が恐慌をきたしていたため、3世自身が命令を発し、中国側も物資を贈ったところ、モンゴルが故地に帰還したことが述べられるが、このことと先の長官による迎請との因果関係は語られない。次に3世が仰華寺に戻ったことが記載され、以下は己卯(1579(万暦7)年)の項目に入る。“G(K?)an cu”がかりに「甘州」であり、その長官が甘肅巡撫侯東萊を指す可能性はなくはないが、決定するに足る記述に欠ける。しかしながら、この3世伝の記事も、3世がアルタンらに帰還を勧めたという点に関しては、明朝側の諸史料と一致していることになる。3世伝はさらに、1579年モンゴル暦8月に、万暦帝 Gong ma Wan li から迎請使が派遣されてきたとして、3世ダライラマに皇帝が深く尊崇を寄せたことを伝える(fol. 99a, 1. 6—fol. 99b, 1. 2)。甘肅巡撫の指示により3世が行動したとする明朝側の見地と、3世の宗教的な優位のもとで明朝との交渉や中国人救済のためのモンゴルの牽制がなされたとするゲルクパ側の見地との相違は、むしろ自明に属する。我々が把握すべき点は、蔵蒙接近という状況下で、ゲルクパと明朝との交渉が存在し、それを通して明朝はみずからの対外戦略に有効な存在としてゲルクパを認識し、ゲルクパもみずからの教線拡大を援護する存在として明朝を認識していたという事実である。明朝とゲルクパは、相手の対面を保つ形式を踏みつつ、しかもそれぞれが内部に対してはみずからの主導的役割を掲げながら、モンゴルの軍事活動の抑制という共通の目的に向けて、連携の動きを見せている。

3. 明朝・ゲルクパ関係の持続とその背景

モンゴル・チベットの連携に肯定的な見解を示した明朝であったが、その姿勢は次第に変化を見せた。迎仏のためと称するアルタンの青海への西行については、前述のとおりこれを警戒する論調が当初から存在した。それでもなお張居正が存命の間は、モンゴルの西方進出に伴う危険性よりも、チベット仏教僧によるモンゴル教化の有為性のほうが大きいと見る方針に大きな変更はなかった。ところが、1582年にアルタンと張居正があい次いで没したことを契機に、軍政面における明朝の対モンゴル

政策がにわかに緊張を帯び、とくにその移動は厳しく禁じられた。モンゴルにおいては、アルタン以後の順義王が諸部に明朝への帰服を徹底させるほどの強制力をもたず、ホロチらの青海での軍事行動の抑止力たりえなかったし、明朝内部においても、張居正の死後、この独裁的宰相への反動から彼の政策がことごとく否定されたことが原因と考えられる。

だが注意すべき点は、仏事を理由とするモンゴルの移動を厳重に禁じる一方において、中国にとっての正当な交渉の形式をとる限り、ゲルクパとモンゴルとの連携そのものへの評価を明朝が崩さなかったことである。それは、ゲルクパとモンゴルの側が、明朝の軍事政策が硬化するなかにあっても、自分たちの連携が中国の言う「一統」に合致するものである、と表明する行動を続けたことによる。アルタンの死後に順義王を継承したホンタイジとチェルゲのいずれもが「答頼 Dalai」とともに入貢し、明朝はこれに給賞・賜号を以て応じた(『明神宗実録』巻168 万暦13(1585)年11月丙寅条・巻191 万暦15(1587)年10月丁卯条)。明朝にとってみれば、こうした朝貢がなされる限り、チベット仏教がモンゴルの中国化の傾向に寄与しているとする評価そのものを変更する理由はない。軍政面とは別に、チベット仏教の有益性はそれとして認める明朝の判断は、ごく現実的なものとして理解される。

では、ゲルクパとモンゴルが明朝との関係の維持に配慮し続けたのはなぜか。前記のうち1587(万暦15)年の朝貢の際には、3世ダライラマに対して明朝から「朵兒只唱」の称号および勅命が交付された。この称号は明らかに rDo rje 'chang であって、1578年の会見の段階で、アルタンから3世に献呈された称号である。既存の称号をあらためて明朝から賜与させていることから見て、ゲルクパとモンゴルによる朝貢は単に宥和策であったのみならず、かれら自身にも、明朝由来の権威を求める意図があったと考えなければならない⁽⁷⁾。ゲルクパとモンゴルの側に、なおも明朝の権威が機能し続けたのはなぜか。

この問題に関して想起されるのは、4世ダライラマ選定時の状況である。4世選定については最近の研究において詳述され[山口: 1993: pp. 1—5]、カルマパ・ディクパの側から候補を立てて宥和を図ろうとするゲルクパの穏健派を圧して、モンゴルの軍事力を背景にカルマパを威圧しようとする強硬派がアルタンの曾孫を4世に選定した経緯が解明された。ここに言う強硬派の中心であったモンゴル滞在中のゲルクパの侍従長のツルティムギャムツォ Tshul khirms rgya mtsho は、ナンソ=ゾモ

カルパ Nang so mdzo mo mkhar pa と呼ばれる人物と連名で、アルタンの曾孫が転生者に相違ないとする己丑（1589（万暦17）年付けの書簡をウの役職僧たちに送っている（『4世ダライラマ伝』fol. 4a, 1. 6—fol. 5a, 1. 6）。ゾモカルは弘化寺のチベット名である。「ナンソ＝ゾモカルパ」が、弘化寺住持の僧侶、または弘化寺の座主を輩出した土着的勢族の出身者〔乙坂：1991: pp. 46—51〕であると決定しうる材料はないが、「ナンソ」が青海チベット寺院内の「統治組織」として報告される事例〔青海省編輯組：1985: pp. 5—7〕から類推して、弘化寺に関わって何らかの権力を有する人物であったと見ることは誤りではあるまい。明の勅建寺として、その経済的・政治的基盤を明朝によって保証されていた弘化寺ゆかりの人物が、4世ダライラマをモンゴルから出そうとする動きの推進者として発言権を行使していたことを示す記述は注目し得る。ゲルクパにとって、弘化寺は自派に対する明朝の保護を象徴する寺院であった⁽⁸⁾。したがって、強硬派すなわち親モンゴル派ゲルクパが、穏健派ゲルクパを抑えて主導権を握りえた成因の一端は、弘化寺創建以来150年の間に、明朝の権威を背景としてこの寺院を中核とする青海在地のゲルクパ集団が培ってきた影響力によって担われていることが推測される。ゲルクパとモンゴルとの提携が進められつつも、明朝の権威が減退しなかった背景には、このゾモカルパの事例に示されるように、親モンゴルの行動を採る青海のゲルクパ集団において、明朝の権威が浸透していた状況を勘案する必要があるだろう。

おわりに

明代全期を通じて、中国とゲルクパとの関係は、朝貢活動や中国からの遣使・通達によって不断に保たれていた。ゲルクパの対モンゴル接近が、明朝との関係が希薄であることの結果であったと考えることは妥当ではない。3世ダライラマはアルタンとの会見に臨むとともに、明朝辺官の要請を受けるかたちをとって、モンゴルの青海での活動を諫止した。その間の明朝との交渉の過程においてゲルクパは、みずから明朝のモンゴル政策に参加し、明朝の意図を体現する者である、との認識を明朝首脳に定着させている。さらに明朝のモンゴルへの対応が硬化したのちも、ゲルクパはモンゴルの対明朝宥和の動きとともに行動し、明朝のチベット仏教に対する政策上の評価を持続させた。

総じて言えば、当該期のゲルクパは、明朝とモンゴルとが歩みよろうとする大きな転換のなかで、常に明朝に対しては中国の権威を尊重するという態度を発信し、一

方みずからとモンゴルとの関係を樹立する過程においても、ときに明朝の権威を導入する動きを見せている。ゲルクパとモンゴルとの提携は、単にかれらが中国のくびきから離脱しようとする現象ではない。ゲルクパは、中国とモンゴルとの和解、あるいは中国内部における華夷観念の変化という局面を前提に、みずからが媒介となって中国との関係を補強することにより、明朝が肯定的態度を採らざるをえない環境を設定しつつ、モンゴルとの新しい関係を樹立した。この意味においてゲルクパの対モンゴル接近は、以後の密接な蒙藏関係の開始であるというのみならず、チベット・モンゴル・中国という三者の関係が総体として新たに築かれる過程の初歩でもある。

これら三者の関係については、中国が華夷観念に拘泥しない清朝の時代に入ることによって初めて、チベット仏教を用いてチベットやモンゴルを怀柔するという形態が登場したと言われる〔鈴木：1959: p. 37〕。確かに、清朝は、明朝と比較すべくもない軍事力と積極的な政策をもってチベット・モンゴルに臨んだが、チベット仏教を対外政策に用いるという点に関して言えば、これまで見てきたように、漢民族王朝である明朝の万暦期まで遡ることができる。したがって、伝統的中華世界秩序の大きな変化であるこの新しい三者の関係は、中国の支配者が清朝という異民族に交替したという中国王朝の時代区分によって説明すべき現象ではない。それは、3世ダライラマのモンゴル布教期、ゲルクパ・モンゴルの側と明朝側との折衝を通じて、それぞれが対外認識を調整しあうことから得た帰結であった。

注

- (1) 〔乙坂：1991: pp. 66—68〕の37例、および『万暦武功録』巻8 俺答列伝下 万暦7年12月（1579—1580年）条の1例〔佐藤：1986: p. 342〕である。
- (2) 明実録のみに限定しても以下の事例を確認できる（巻数は略）。永楽13（1415）年4月庚午条（賜号）、永楽17（1419）年10月癸未条（遣使）、宣徳元（1426）年3月庚子条（賜号）、宣徳9（1434）年6月庚申条（賜号）、正統7（1442）年8月辛亥条（弘化寺勅建）、正統13（1448）年11月丁亥条（職号襲替認可）、天順4（1460）5月甲午条・辛丑条（廩米と經典の支給）、成化9（1473）年7月癸巳条（廩米支給と賦役人員の配備）、弘治12年12月（1500年）丙申（寺堡配備兵の移動）、正徳10（1515）年5月己丑条（寺院所有地の支給）、万暦9（1581）年5月甲子条（3世ダライラマに勅命授与）、万暦11（1583）年5月丁酉条

(職号襲替認可), 万暦15 (1587) 年4月乙丑条 (寺堡の軍備強化), 万暦15年10月丁卯条 (3世ダライラマに賜号)。1515年以降, 約70年間にわたり途絶していたゲルクパと明朝との交渉の記録が, ゲルクパの対モンゴル接近期に当たる万暦年間に入って復活していることに注意したい。

- (3) 16世紀初頭を境にして明朝は, 中国による王化に服すべき「四夷」にも独自の文化と独立の疆域を形成している, という事実の認識を文書に表現しはじめる。本来は異端である仏教, しかも外夷のチベット仏教が, 中国の対外観念のなかに容認されたことは, この明朝の世界観の変化を背景とする。この問題についてはあらためて論じる。
- (4) 3世の書簡の前後, 闡化王の長子を名乗る「札釈蔵ト bKra shis bzang po」らが, その「師僧の活仏」にアルタンが入信したことを機縁に, みずからも朝貢を願い出た (『明神宗実録』巻72 万暦6 (1578) 年2月甲辰条, 巻84 万暦7 (1579) 年2月癸巳条)。このタシーサンボなる人物を, 闡化王を輩出したバクモドゥパのラン氏世系中に見いだすことはできない [佐藤: 1986: p. 213] し, 明朝自身, 彼が偽称していることを疑っている。しかしタシーサンボ個人が闡化王家出身者ではないにせよ, 彼がアルタンや「活仏」の縁故によって入貢したことは事実であろう。明朝がその朝貢を許可し, アルタンへの賞賜をも託しているからである。3世の書簡が, 先に自分と闡化王とが朝貢をした, と記すのも, あるいはこの実録記事と対応するのもかも知れない。ともあれ, ゲルクパの後援者であり, しかも明朝との密接な関係を保持してきたバクモドゥパの闡化王の名が使用されていることは, この朝貢が, 明朝との良好な関係を保とうとするモンゴルとゲルクパの動きのひとつであったことをうかがわせる。
- (5) 『明史』に典拠があるとも読める文章であるが, 『明史』には侯東萊と3世ダライラマとの接触を明示する記事は見えない。
- (6) この漢字表記は bSod nams rgyal mtshan と読め, 正しく3世ダライラマの名を表わしていないが, 「酋の謂う所の仏」とあるため, 3世を指すと見て誤りあるまい。
- (7) 1587年の朝貢はチュルゲの順義王襲替を願うものであった。これと同時に3世ダライラマへの「朵兒只唱」号授与も要請していることは, 両者の地位を明朝の勅書によっても証しうよう期したものであろう。

のであろう。

- (8) 万暦期の明朝側の記録において, 弘化寺僧の大国師号襲替認可を特記すること, あるいは弘化寺に置かれた明朝側の軍備の補強を伝えること [乙坂: 1991: p. 38, p. 43] から見て, この時期に弘化寺と明朝との関係は, より密接になっている。

引用文献表

- 乙坂智子「明勅建弘化寺考——ある青海ゲルクパ寺院の位相——」(『史峯』6, pp. 31-68, 1991)
- 牙含章『達賴喇嘛伝』(人民出版社, 北京, 1984)
- 佐藤長『中世チベット史研究』(同朋舎, 京都, 1986)
- 鈴木中正「明・清時代の中国とチベット——中国とその周辺諸民族との関係の一事例——」(愛知大学『文学論叢』18, pp. 1-48, 1959)
- 青海省編輯組『青海省藏族蒙古族社会歴史調査』(青海人民出版社, 西寧, 1985)
- 山口瑞鳳「十七世紀初頭のチベットの抗争と青海モンゴル」(『東洋学報』74-1・2, pp. 1-25, 1993)
- Turrell V. Wylie, "Lama Tribute in the Ming Dynasty," *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson*, ed. by Michael Aris and Aung San Suu Kyi, Oxford: Vikas Publishing House, pp. 335-340, 1979.